

# 群馬県報



## 目次

○群馬県民の日を定める条例第五条の規定により県民の日に限り免除する使用料の告示の一部改正	(県民センター)	一
公告		
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請	(NPO・ボランティア推進課)	二
○指定居宅サービス事業者等の指定	(高齢政策課)	三
○指定居宅介護支援事業者等の指定	(同)	三
○農地保有合理化事業規程の変更	(地域農業支援課)	三
○同		三
○同		三
○土地改良区の定款変更認可	(農業基盤整備課)	四
○土地改良事業計画の決定に係る縦覧	(同)	四
○土地改良事業計画の施行決定に係る縦覧	(同)	四
選挙管理委員会告示		
○政治団体の名称等		四
○政治団体の異動事項		五
○政治団体の解散届出		六
○資金管理団体の名称		六
○資金管理団体の異動事項		七
○資金管理団体の指定取消し		七
監査委員公告		
○監査結果に基づく措置状況		七

### 告示

#### ●群馬県告示第428号

群馬県民の日を定める条例第5条の規定により県民の日に限り免除する使用料の告示(昭和60年群馬県告示第669号)の一部を次のように改正する。

平成17年7月12日

群馬県知事 小寺弘之

第17項の次に次の1項を加える。

18 群馬県立ぐんま昆虫の森の設置及び管理に関する条例(平成17年群馬県条例第46号)第6条第1項の入園料

### 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、申請に係る変更後の定款を群馬県NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成17年7月12日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 申請のあった年月日 平成17年6月28日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あすなろ会
- 3 代表者の氏名 近藤政美

- 4 主たる事務所の所在地 北群馬郡榛東村大字新井1539番地3  
 5 定款に記載された目的 この法人は、要介護者及びその介護者が主体的且つ喜びをもって地域で暮らすことを支援することを目的とする。

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所をサービスの種類ごとに平成17年7月1日、次のとおり指定した。

平成17年7月12日

群馬県知事 小寺弘之

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
株式会社沼田屋タクシー	ケアサポートぬまたや	桐生市新宿3-4-45	訪問介護
有限会社グループホーム よろずのさと	よろずのさとケアサービス	伊勢崎市美茂呂町3973-3	訪問介護
群馬県高齢者生活協同組合	ヘルパーステーションともだち	高崎市中居町2-22-18	訪問介護
有限会社ほほえみ	あんしん介護	高崎市天神町26-1	訪問介護
群馬郵便通送株式会社	訪問介護事業所ふる里	太田市東長岡町1212-1	訪問介護
社団法人桐生市医師会	社団法人桐生市医師会立ヘルパーステーションきりゅう	桐生市錦町3-6-15生方ビル101号	訪問介護
パナケア真中株式会社	パナケア真中(株)伊勢崎事業所訪問入浴サービス	伊勢崎市昭和町3928	訪問入浴介護
アースサポート株式会社	アースサポート株式会社高崎住宅サービスセンター	高崎市井野町178-18	訪問入浴介護
有限会社COCO-LO	訪問看護ステーションココロ	桐生市桐生町1-236-4	訪問看護
医療法人緑成会杉本病院	デイサービスさわやか	前橋市六供町1-11-13	通所介護
株式会社メデカジャパン	前橋ケアセンターそよ風	前橋市箱田町428-1	通所介護、短期入所生活介護
タクミ工業株式会社	デイサービスセンターベルジ高崎	高崎市問屋町1-7-3	通所介護
株式会社OMG	健康サポートげんき榛名町	群馬郡榛名町下里見1403-1	通所介護
株式会社ホソヤ	株式会社ホソヤ尚久デイサービスセンター	富岡市富岡292-7	通所介護
特定非営利活動法人お互いさまネットワーク	デイサービスセンター喜楽	館林市北成島町1829-1	通所介護
医療法人香内医院	通所リハビリテーションルルド	富岡市七日市555-1	通所リハビリテーション

株式会社オギノ電子工業	グループホームハーモニー	甘楽郡下仁田町馬山2495-1	認知症対応型共同生活介護
有限会社ひまわり介護サービス	グループホーム太田サンフラワー	太田市台之郷町307	認知症対応型共同生活介護

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者及び当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所を平成17年7月1日、次のとおり指定した。

平成17年7月12日

群馬県知事 小寺弘之

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
株式会社メデカジャパン	前橋ケアセンターそよ風	前橋市箱田町428-1
社会福祉法人タービュランス福祉会	デイサービス南八幡友の家	高崎市山名町147-1
有限会社さくら介護支援サービスセンター	有限会社さくら介護支援サービスセンター伊勢崎	伊勢崎市東町2386-2
群馬郵便通送株式会社	ケアプランセンターふる里	太田市長岡町1212-1
株式会社OMG	健康サポートげんき居宅介護支援センター榛名町	群馬郡榛名町下里見1403-1
医療法人坂上健友会	おおど介護支援センター	吾妻郡吾妻町大戸13-1

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認した。

平成17年7月12日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 農地保有合理化法人の名称 はぐくみ農業協同組合
- 2 変更理由 農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の一部改正に基づく改正
- 3 承認年月日 平成17年6月24日

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認した。

平成17年7月12日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 農地保有合理化法人の名称 甘楽富岡農業協同組合
- 2 変更理由 農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の一部改正に基づく改正
- 3 承認年月日 平成17年6月27日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認した。

平成17年7月12日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 農地保有合理化法人の名称 財団法人群馬県農業公社
- 2 変更理由 県の組織改正に伴う関係機関の名称変更
- 3 承認年月日 平成17年6月30日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、細野原土地改良区の定款変更を平成17年6月27日認可した。

平成17年7月12日

群馬県知事 小寺弘之

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営赤城西麓羽場坂土地改良事業計画（農業用排水・区画整理）を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年7月12日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 縦覧に供する書類 県営赤城西麓羽場坂土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧に供する期間 平成17年7月13日から平成17年8月10日まで
- 3 縦覧に供する場所 赤城村役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、赤城村営清水土地改良事業（区画整理）の施行を適当と決定した。

なお、同条第6項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年7月12日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧に供する期間 平成17年7月13日から平成17年8月10日まで
- 3 縦覧に供する場所 赤城村役場

**選挙管理委員会告示**

**●群馬県選挙管理委員会告示第54号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項第1号の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成17年7月12日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村 昭 明

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
宇翼會	石原光	植竹聡嗣	前橋市樋越町738-7

勤皇維新同盟常立塾	酒田富雄	鈴木政則	前橋市元総社町2-9-1-204
小林玉男後援会	小林玉男	新木善平	沼田市白沢町下古語父786
柿沼正明後援会	柿沼正明	小林はる子	太田市小舞木町377
備考 柿沼正明後援会は、総務大臣届出から変更された政治団体である。			

### ●群馬県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成17年7月12日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村 昭 明

#### 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党群馬県LPガス支部	主たる事務所の所在地	前橋市大渡町1-10-7群馬県公社総合ビル6階	前橋市大渡町1-10-7群馬県公社総合ビル4F
	会計責任者	荻原次夫	角田勝美
自由民主党保育推進連盟群馬県支部	代表者	田中公正	山田佳弘
	会計責任者	田中常順	田中祥順

#### その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
黒沢孝行後援会	主たる事務所の所在地	太田市藤阿久町914-19	太田市西本町47-20
黒沢孝行を育てる会	主たる事務所の所在地	太田市藤阿久町914-19	太田市西本町47-20
群馬県LPガス政治連盟	主たる事務所の所在地	前橋市大渡町1-10-7群馬県公社総合ビル6階	前橋市大渡町1-10-7群馬県公社総合ビル4F
	会計責任者	荻原次夫	角田勝美
群馬県中小企業政策懇話会	主たる事務所の所在地	前橋市大手町3-3-1	前橋市大手町3-3-1群馬県中小企業会館4F
	代表者	曾我隆一	岸 正路
藤岡多野医師連盟	代表者	江原洋一	若林秀昭
	会計責任者	山崎恒彦	江原洋一

つねぎ恒男後援会	代表者	常木定男	高山茂二
全日本不動産政治連盟群馬県本部	会計責任者	登山幹男	山田孝夫
小嶋英明後援会	政治団体の名称	小嶋英明後援会	小嶋英明後援会
	代表者	小嶋英明	小嶋英明
	会計責任者	黒岩正勝	関 伸一
群馬県興農政治連盟	代表者	奥木功男	新井昌一
針谷進推せん会	会計責任者	武川光雄	金子泰三
群馬県看護連盟	政治団体の名称	群馬県看護連盟	日本看護連盟群馬県支部
	主たる事務所の所在地	前橋市上泉町1858-7	群馬郡榛名町上里見730

### ●群馬県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は、次のとおりである。

平成17年7月12日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村 昭明

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
勤皇維新同盟常立塾	酒田富雄	鈴木政則	前橋市本町1-10-5 1F
小林玉男後援会	小林玉男	新木善平	沼田市白沢町下古語父1300-1

### ●群馬県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成17年7月12日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村 昭明

その他の政治団体

資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の届出をした者の氏名
小林玉男後援会	沼田市白沢町下古語父786	小林玉男	沼田市議会議員	小林玉男

柿沼正明後援会	太田市小舞木町377	柿沼正明	衆議院議員	柿沼正明
---------	------------	------	-------	------

### ●群馬県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成17年7月12日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村 昭明

その他の政治団体

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
黒沢孝行後援会	主たる事務所の所在地	太田市藤阿久町914-19	太田市西本町47-20
小嶋英明後援会	資金管理団体の名称	小嶋英明後援会	小嶋英明後援会
	代表者	小嶋英明	小嶋英明

### ●群馬県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第1号の規定により資金管理団体指定取消しの届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成17年7月12日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村 昭明

その他の政治団体

資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の届出をした者の氏名
小林玉男後援会	沼田市白沢町下古語父1300-1	小林玉男	沼田市議会議員	小林玉男

### 監査委員公告

### ●監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成17年7月12日

群馬県監査委員 岸 賢  
同 富岡 恵美子  
同 五十嵐 清隆  
同 星野 寛

注意事項(講じた措置)

- (1) 支出事務について(1件)  
手当の支給期間(チェック体制の強化)

